

氏名 (法人にあっては名称)	株式会社 万惣
住所	広島市佐伯区石内上一丁目8番1号
計画期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日
基準年度(*1)	令和元年度～令和3年度 (平均)

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	☒ (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上 (特定事業者) ☐ (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上 (特定事業者) ☐ (3)特定事業者以外の事業者
------------	---

2 事業の概要

事業者の業種	各種食料品小売業 (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号：5811)
事業概要	食品スーパーマーケット、市内 アルゾ7店舗、万惣4店舗、マルシェー5店舗 展開

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置の実施状況等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標の達成状況

(※温室効果ガス排出量の下限は削減量の対基準年度比 $((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量))

項 目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	計画期間の実績 b			
	令和元～令和3年度 (平均値)	令和4～令和6年度 (平均値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和4～令和6年度 (平均値)
温室効果ガス実排出量(*5)	4,927 t-CO ₂	4,902 t-CO ₂	4,206 t-CO ₂	4,613 t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
		0.5 %	14.6 %	6.4 %	%	%
温室効果ガスみなし排出量(*6)		4,902 t-CO ₂	4,206 t-CO ₂	4,613 t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
		0.5 %	14.6 %	6.4 %	%	%
実績に対する自己評価	電気事業者の実排出係数が上昇					

- *1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制制度合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。
- *2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。
- *3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。
- *4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄)の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。
- *5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。
- *6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標の達成状況 (※任意記載)

(※原単位の下段は削減量の対基準年度比 $((a-b)/a) \times 100$)

事業分類	基準年度の 実績 a	計画期間の 目標 b	計画期間の実績 b			
	令和元～令和3年度 (平均値)	令和4～令和6年度 (平均値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和4～令和6年度 (平均値)
各種食料品小売業	0.0535	0.053233	0.028664	0.032453		
		0.5 %	46.4 %	39.3 %	%	%
主として管理事務 を行う本社等	76.4277	76.04556	41.02932			
		0.5 %	46.3 %	%	%	%
自家用倉庫	6.7438	6.710081	4.020565	3.817612		
		0.5 %	40.4 %	43.4 %	%	%
原単位の指標及び 実績に対する 自己評価	エネルギー消費量に密接に関係を持つ値として、売場面積と年間営業時間の積を指標とした。電気事業者の実排出係数が上昇。					

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の実施状況

冷凍ケース・エアコンの設定温度の見直し、LED照明器具への変更、室外機の清掃等電気使用量削減に努める

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の実施状況 (環境価値(*8)の活用等)

なし

4 その他の取組の実施状況

廃棄物の分別化の徹底。

*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。

*8 環境価値とは、オフセットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。